○文部科学省経済産業省告示第七号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、平成十二年総理府通商産業省告示第五号（特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号の文部科学大臣及び経済産業大臣が定める同号ニに掲げる交付金に係る基準を定める件）の全部を改正する告示を次のように定め、平成二十四年九月十九日から施行する。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男

特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第二号に規定する原子力発電施設等（以下「原子力発電施設等」という。）、加工施設（以下「加工施設」という。）又は試験研究炉等（以下「試験研究炉等」という。）の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている都道府県に隣接する都道府県について内閣総理大臣が定める同条第七項第一号に掲げる交付金に係る基準は、その区域の一部が発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（設置する予定のものを含み、独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの及び設置する予定のものを除く。）の周囲三十キロメートルの区域内にある市町村又は同条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設（独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置するもの又は設置する予定のものに限る。）若しくは原子力発電に使用される核燃料物質の再処理施設その他の原子力発電と密接な関連を有する施設（以下「再処理施設等」という。）、加工施設若しくは試験研究炉等の設置が、その区域内において行われ、若しくは予定されている市町村に隣接する市町村（当該市町村に係る再処理施設等、加工施設若しくは試験研究炉等の設置がその区域内において行われ、又は予定されている都道府県に隣接する都道府県の区域に含まれるものに限る。）であって、その地勢、位置その他の自然的条件及び人口の分布その他の社会的条件に照らして、その区域内の住民の安全の確保のために次に掲げる事業を行うことが、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資することとなるものをその区域に含む都道府県であることとする。

一　当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合の緊急時（以下単に「緊急時」という。）において連絡の用に供するための電気通信設備の設置及び維持に係る事業

二　緊急時における防災業務に従事する者の安全を確保するための物品の整備に係る事業並びに緊急時において必要となる医療に用いられる施設及び物品の整備に係る事業

三　緊急時における防災業務に従事する者の住民の安全の確保に係る知識の習得に係る事業及び緊急時における住民の安全の確保に関する調査に係る事業

四　原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十二条第一項に規定する緊急事態応急対策等拠点施設の整備又は維持に係る事業

**○文部科学省
国土交通省告示第一号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示の一部改正）

第一条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する措置等に係る技術的細目を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（平成二年科学技術庁告示第五号の一部改正）

第二条　平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を次のように改正する。

本則中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十八条第一項第三号中「法第五十八条第一項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十八条第一項」に改める。

別表第二の一の項のハの第一欄中「別表第一中第二欄又は第三欄」を「別表第一第二欄又は第三欄」に改め、同項のニの第一欄中「別表第一中第二欄」を「別表第一第二欄」に改め、同表備考中「別表第一中第二欄又は第三欄」を「別表第一第二欄又は第三欄」に、「$Sv \cdot s^{-1} \cdot Bq^{-1} \cdot m^3$」を「$Sv \cdot Bq^{-1} \cdot s^{-1} \cdot m^3$」に改める。

別記第六及び別記第九中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第一及び様式第二中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、備考4を削る。

様式第三から様式第五までの規定中「主務大臣」を「原子力規制委員会」に改め、備考3を削る。

附　則

この告示は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

○経済産業省告示第二百号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

経済産業大臣　枝野　幸男

原子力規制委員会設置法の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示

（工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第一条　工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示の一部改正）

第二条　核燃料物質等の第二種廃棄物埋設に関する措置等に係る技術的細目を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改める。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の二等の規定に基づく電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の廃止）

第三条　核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の二等の規定に基づく電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十二年科学技術庁告示第二十七号）は廃止する。

（核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正）

第四条　核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（平成十二年科学技術庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「経済産業大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

第六条第一項第三号中「法第二十二条の九第一項」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十二条の九第一項」に改める。

第十二条を削る。